

長瀬町立長瀬第一小学校スクールバス運行業務仕様書

1 業務名

長瀬町立長瀬第一小学校スクールバス運行業務

2 期間

スクールバス準備期間は契約締結日から令和6年2月29日までとし、スクールバス契約期間は令和6年3月1日から令和11年2月28日までとする。

また、運行の試験運転を実施する期間は令和6年3月1日から令和6年3月31日までの間とする。

※ 上記は本町が想定している期間であり、正式な期日については、契約時に決定するものとする。

3 業務内容

(1) 長瀬町立長瀬第一小学校に通学する児童の登下校時における安心安全を確保することを目的に、送迎用のスクールバスを運行する業務。

(2) 学校行事等及び教育委員会が認める送迎業務。

(3) 学校行事等での保護者の送迎業務。

(4) 児童を送迎するため、運行時刻等の運行条件を遵守し、安全かつ確実に輸送すること。

(5) 本業務は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する一般貸切旅客自動車運送事業の許可を有し、同法第43条に規定する特定旅客自動車運送事業とする。

(6) 運行業務の履行に必要な経費一切を含むものとする。

ア 車両の用意、管理 ※新車、中古車両を問わない。

イ 車両運行に関する全般

ウ 事故の際の処理及び補償に関する事項

エ その他前各号に付帯する事務

(7) 欠席確認

受注者は、現在学校で利用している学校と保護者と連絡ができる「れんらくアプリ」を使用する方法又は受注者の提案する方法により欠席確認を行い、乗車人数の確認をすること。また、当日や急な欠席への対応については、契約締結後に学校と協議の上決定する。

4 委託料の支払

(1) 委託料の支払いについては、運行開始月から月払いとする。

(2) 毎月の業務完了後、運行報告書類を発注者に提出した後、確認を受け支払い請求をもって行う。

(3) 準備期間に係る費用は受注者の負担とする。

5 委託契約に含まれる経費等

- (1) 車両費（諸税等含）
- (2) 燃料費
- (3) 車検・定期点検及びこれらに要する一切の費用
- (4) 修理代及び改修が必要となる場合の修繕経費
- (5) 運転士等の雇用及びこれらに伴う経費
- (6) 故障・事故等により運行が不能となった場合の代替え輸送に要する経費
- (7) 事故が起こった際の同乗者、対人及び対物損害賠償等事故処理経費（任意保険加入経費）
- (8) タイヤ（スタッドレスタイヤを含む。）の購入・取付け及び処分費
- (9) その他運行業務の履行に必要な経費

6 車種、台数及び車両装備

以下のとおり、運行業務を行う者が利用児童の乗車できる車両を用意すること。

- (1) 国産のバス2台（補助席を含め28人乗り：運転手は除く）
- (2) 冷暖房完備
- (3) 自動扉
- (4) 車内外録画可能なドライブレコーダー
- (5) バックモニター
- (6) 利用児童が全員着席（補助席含む）にてシートベルトを利用し運行できる車両
- (7) 衝突被害軽減ブレーキ等の安全運転装置
※後付け衝突防止補助システムは可とします。
- (8) 運行時には前後左右にスクールバス及び学校名等の表示
- (9) 置き忘れ防止装置
- (10) 車両に広告が掲示できるように、シールやマグネット等での対応が可能であること
- (11) その他運行業務に必要な装備

7 車両の確保・整備等

- (1) 常に車両の点検整備及び清掃等適正な維持管理に努めること。
- (2) 受注者は、定期点検や故障等により、車両の運行が困難となる場合、速やかに同等の予備車両を手配する等適切な処理をすること。
- (3) 車両の保管場所は、受注者により確保するものとする。

8 委託乗務員

- (1) 受注者は、運行業務を行うため、各バスに実務経験3年以上の運転士を1名配置すること。
- (2) 運転士は、運行業務を円滑に遂行するため、事前に運行路線等を把握して業務に支障がないようにすること。
- (3) 運行業務前後に毎回運転士の呼気をアルコール検知器により検査すること。運行前に酒気帯びがわかった者は運行業務に就かせず、酒気帯びのないことを確認

した代替運転士を運行にあたらせること。

- (4) 運行業務前には毎回運転士の健康状態の確認を実施するなど、健康管理に万全を期すること。
- (5) 毎年度当初10日間以上、運転士のほかに添乗員を配置すること。
- (6) 添乗員は、乗降時及び車内において児童の安全確保に努めること。
- (7) 運転士、添乗員は名札を着用すること。

9 安全運転及び事故処理、災害緊急対応体制

- (1) 安全運行及び運行業務に関する研修を十分に行うこと。
- (2) 運転士は、児童の乗降時の安全確保並びに乗車、降車人数の確認を乗車名簿等で行うこと。また、乗車名簿に基づき降車場所の案内を行うこと。
- (3) 児童の行動には十分に気を配り、細心の注意をもって安全運行に万全を期すること。
- (4) 児童には必ずシートベルトを着用するよう指導すること。
- (5) 運行に際し、バスの大幅な遅延等があった場合には、速やかに学校に報告すること。
- (6) 事故や緊急時等の連絡体制、事故処理災害対応体制及び責任を明確にしておくこと。
- (7) 万が一事故等が発生した場合や交通事情により、運行計画による運行が困難な場合は、直ちに発注者及び学校に連絡するとともに、発注者と協議し適切な措置を講じるなど、受注者が責任をもって行わなければならない。
- (8) 受注者は、事故発生時等の事実確認のため、車両前後及び室内を撮影できる映像記録型ドライブレコーダーを車両に設置し、運行状況を記録すること。

なお、記録映像の保存期間は1週間以上とし、第三者へ開示する場合は教育委員会の許可をとること。

- (9) 自然災害等が発生した場合は、発注者と協議し、対応すること。
- (10) 運行する際は、必ずAED、救急医薬品等を車内に携行すること。

※絆創膏、消毒液、脱脂綿、包帯、マスク、テープ、エチケット袋等最低限の物品を備える。

- (11) 車内を清潔に保ち、新型コロナウイルス感染症対策等、衛生面に配慮すること。

※運転手の健康管理に加え、場合によってはマスクの着用、運行前の車内消毒、定期的な車内換気を行うこと。

10 損害賠償について

- (1) 受注者は、万が一の事故等を考慮して、自動車損害賠償責任保険及び任意保険（対人・対物は無制限、人身傷害保険は1名あたり2億円以上、1事故あたり30億円以上、傷害一時費用1名あたり20万円以上の補償）に加入すること。
- (2) 受注者は、委託事業の実施に伴い発生した対人、対物、搭乗者、車両等の事故の全てについて、受注者の一切の責任において、これを解決するとともに、事故の発生後、直ちに、発注者に状況を報告するものとする。また、当該事故により

第三者に損害を与えたときは、受注者の責任と費用において当該損害を賠償するものとし、その解決及び損害賠償の内容については、速やかに書面により発注者に報告するものとする。

1 1 運行内容（令和6年度運行分）

※放課後児童クラブを利用する児童はバスを利用しないため、下校人数は変更となる場合がある。

※基本運行は次のとおりだが、授業及び行事等の都合により時間帯が変更する場合がある。

(1) 登校・下校

ア 登校

1号車

No.	乗車場所	時刻（発車）	走行距離	乗車人数（予定）
1	民宿かわづら入口前	7：48	—	2名
2	ちちぶ農協樋口支店跡地	7：54	2.3km	13名
3	宮沢集落農業センター前	7：59	1.4km	7名
4	長瀬第一小学校	8：05	2.4km	—

2号車

No.	乗車場所	時刻（発車）	走行距離	乗車人数（予定）
1	小坂区公会堂前	7：45	—	6名
2	岩田地区公園前	7：49	1.0km	6名
3	総合グラウンド入口前	7：53	1.0km	6名
4	岩田上割地区集会所前	7：57	1.0km	4名
5	長瀬第一小学校	8：05	3.6km	—

イ 下校（月曜日）

1号車

No.	乗車場所	時刻（発車）	走行距離	降車人数（予定）
1	長瀬第一小学校	15：00	—	—
2	宮沢集落農業センター前	15：07	2.4km	7名
3	ちちぶ農協樋口支店跡地	15：12	1.4km	13名
4	民宿かわづら入口前	15：16	2.3km	2名

2号車

No.	乗車場所	時刻（発車）	走行距離	降車人数（予定）
1	長瀬第一小学校	15：00	—	—
2	小坂区公会堂前	15：10	4.7km	6名
3	岩田地区公園前	15：14	1.0km	6名
4	総合グラウンド入口前	15：18	1.0km	6名
5	岩田上割地区集会所前	15：20	1.0km	4名

ウ 下校（火曜日）

1号車

No.	乗車場所	時刻（発車）	走行距離	降車人数（予定）
1	長瀬第一小学校	15:55	—	—
2	宮沢集落農業センター前	16:02	2.4km	7名
3	ちちぶ農協樋口支店跡地	16:07	1.4km	13名
4	民宿かわづら入口前	16:11	2.3km	2名

2号車

No.	乗車場所	時刻（発車）	走行距離	降車人数（予定）
1	長瀬第一小学校	15:55	—	—
2	小坂区公会堂前	16:05	4.7km	6名
3	岩田地区公園前	16:09	1.0km	6名
4	総合グラウンド入口前	16:13	1.0km	6名
5	岩田上割地区集会所前	16:15	1.0km	4名

エ 下校（時差下校 水曜日） ①1～2年生 ②3～6年

1号車

No.	乗車場所	時刻（発車）	走行距離	降車人数（予定）
1	長瀬第一小学校	①15:00 ②15:55	—	—
2	宮沢集落農業センター前	①15:07 ②16:02	2.4km	3名 4名
3	ちちぶ農協樋口支店跡地	①15:12 ②16:07	1.4km	3名 10名
4	民宿かわづら入口前	①15:16 ②16:11	2.3km	1名 1名

2号車

No.	乗車場所	時刻（発車）	走行距離	降車人数（予定）
1	長瀬第一小学校	①15:00 ②15:55	—	—
2	小坂区公会堂前	①15:10 ②16:05	4.7km	4名 2名
3	岩田地区公園前	①15:14 ②16:09	1.0km	3名 3名
4	総合グラウンド入口前	①15:18 ②16:13	1.0km	1名 5名
5	岩田上割地区集会所前	①15:20 ②16:15	1.0km	0名 4名

オ 下校（時差下校 木曜日） ① 1～2年生 ② 3～6年

1号車

No.	乗車場所	時刻（発車）	走行距離	降車人数（予定）
1	長瀬第一小学校	① 14:20 ② 15:00 または 16:00	—	—
2	宮沢集落農業センター前	① 14:27 ② 15:07 または 16:07	2. 4km	3名 4名
3	ちちぶ農協樋口支店跡地	① 14:32 ② 15:12 または 16:12	1. 4km	3名 10名
4	民宿かわづら入口前	① 14:36 ② 15:16 または 16:16	2. 3km	1名 1名

2号車

No.	乗車場所	時刻（発車）	走行距離	降車人数（予定）
1	長瀬第一小学校	① 14:20 ② 15:00 または 16:00	—	—
2	小坂区公会堂前	① 14:30 ② 15:10 または 16:10	4. 7km	4名 2名
3	岩田地区公園前	① 14:34 ② 15:14 または 16:14	1. 0km	3名 3名
4	総合グラウンド入口前	① 14:38 ② 15:18 または 16:18	1. 0km	1名 5名

5	岩田上割地区集会所前	① 14 : 40 ② 15 : 20 または 16 : 20	1. 0km	0名 4名
---	------------	--	--------	----------

カ 下校（時差下校 金曜日） ① 1～3年生 ② 4～6年

1号車

No.	乗車場所	時刻（発車）	走行距離	降車人数（予定）
1	長瀬第一小学校	① 15 : 00 ② 15 : 55	—	—
2	宮沢集落農業センター前	① 15 : 07 ② 16 : 02	2. 4km	4名 3名
3	ちちぶ農協樋口支店跡地	① 15 : 12 ② 16 : 07	1. 4km	6名 7名
4	民宿かわづら入口前	① 15 : 16 ② 16 : 11	2. 3km	1名 1名

2号車

No.	乗車場所	時刻（発車）	走行距離	降車人数（予定）
1	長瀬第一小学校	① 15 : 00 ② 15 : 55	—	—
2	小坂区公会堂前	① 15 : 10 ② 16 : 05	4. 7km	4名 2名
3	岩田地区公園前	① 15 : 14 ② 16 : 09	1. 0km	3名 3名
4	総合グラウンド入口前	① 15 : 18 ② 16 : 13	1. 0km	2名 4名
5	岩田上割地区集会所前	① 15 : 20 ② 16 : 15	1. 0km	1名 3名

(2) 上記以外での利用

登下校の運行に支障がない範囲で、発注者が認めた学校行事等に利用する。

ア 長瀬第一小学校 ふるさと学習・生活科・総合的な学習の時間等（予定）

学年	内容・行き先	回数	時間帯	人数	台数
1年	二小地区方面	2回 以内	9 : 00～12 : 00 (3時間)	30名	2台
2年	二小地区方面	2回 以内	9 : 00～12 : 00 (3時間)	37名	2台
3年	二小地区方面	2回 以内	9 : 00～12 : 00 (3時間)	39名	2台

4年	二小地区方面	2回 以内	9:00～12:00 (3時間)	47名	2台
5年	二小地区方面	2回 以内	9:00～12:00 (3時間)	49名	2台
6年	二小地区方面	2回 以内	9:00～12:00 (3時間)	45名	2台

イ その他発注者が認めた学校行事等（予定）

内容・行き先	回数	時間帯	台数
学校行事等	10回 以内	8:30～14:30 (6時間)	2台

(3) 年間運行日数・時間等

ア 通常登校日の運行日数

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度※
205日以内	205日以内	205日以内	205日以内	190日以内

※令和10年度は令和11年2月28日までとする。

イ 上記以外での利用

登下校の運行に支障がない範囲で、発注者が認めた学校行事等に利用する。
(保護者送迎等)

年間運行日数	年間運行時間
20日以内	延べ100時間以内

(4) 運行路線

ア 運行の路線は、別紙「長瀬町立長瀬第一小学校スクールバス運行ルート」を基本とする。

イ 受注者は現地調査等を行い、乗降場所を確認すること。

ウ 運行ルートについて、スクールゾーン通行許可手続きは受注者が行うものとする。

エ 通学の登下校時の運行は「長瀬町立長瀬第一小学校スクールバス運行ルート」を基本とするが、それ以外については、別に定める年間又は月間予定表に合わせて運行する。また、学校運営上必要な場合や自然災害等の緊急時には、発注者と協議の上、柔軟に運行時間を対応するものとする。

(5) 運行路線及び乗降場所の変更

運行路線及び乗降場所の変更は、適宜、発注者と協議して定めるものとする。

1.2 試験運転等

受注者は、必ず児童の乗降練習も含めた試験運転を行い、送迎業務に支障がないようにすることとし、契約締結後、早急に、試験運転の日程、内容等を学校、教育

委員会と協議できる体制を整えること。

1 3 教育研修

受注者は、運行管理者及び運転士の安全で確実な業務遂行と緊急時の速やかな対応、また、児童や保護者等から苦情が生じないように誠意ある接遇ができるよう、定期的な教育体制を整えておくこと。

1 4 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、この業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合はこの限りでない。

1 5 その他

- (1) 運行路線及び乗降場所は、乗車する児童の状況により、年度ごとに調整を行うものとする。それにより、運行回数や運行ルート等に大幅な増減が生じた場合は、双方協議の上、契約金額の変更を行う。
- (2) 著しい価格変動があった場合は、双方協議の上、契約金額の変更を行う。
- (3) 受注者は、前項の調整後に、毎年学校が始まるまでに、入学予定の児童及び保護者の不安解消のため、乗車させて試験運転を2回以上実施すること。なお、この費用は、受注者の負担とする。
- (4) 運行時刻の変更や臨時便の対応については、学校と調整を行い、対応すること。特に、ダイヤ変更に備え、運行日は運行管理者が営業所におり、運行時刻の変更に対応できる体制を整えること。
- (5) 前述した業務の遂行にあたり、業務全体の指揮及び総括を行うと共に、長瀬町及び学校との円滑な連絡調整事務を行える業務責任者、運行管理者及び整備管理者を配置すること。
特に、業務責任者等は、運行業務全般を把握し長瀬町及び学校からの運行変更や確認に随時対応できること。
- (6) 受注者は、業務の遂行するにあたって知り得た情報は他に漏らしてはならない。
- (7) 契約締結後、1週間以内に、下記の書類（様式は任意）を発注者へ提出すること。なお、提出書類は、各々書類に符号を表した表紙とインデックスを付け、A4版縦ファイルに綴じたものを2部提出すること。

ア 会社概要（パンフレット可）

イ 一般貸切旅客自動車運送事業の許認可状況がわかる書類

ウ 運行管理責任者、整備管理者及び運転士の名簿及び免許証等の写し

エ 車両の座席配置図、附属設備、写真等（パンフレット可）

オ 加入した任意保険証の写し

※任意保険について、契約締結後1週間以内に難しい場合は、「自動車保険加入宣誓書」をもって代えることは可だが、保険契約後ただちに証書の写しを提出すること。

- (8) この仕様書に定めのない事項等については、発注者及び受注者と協議して決定するものとする。
- (9) 仕様内容に質疑がある場合は、令和5年9月20日（水）午後5時までにメールにて教育委員会まで提出すること。
- 回答方法：令和5年9月25日（月）に長瀬町ホームページで公表する。

1.6 書類提出先

長瀬町教育委員会 教育総務担当

〒369-1392 埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1035番地1

電話 0494-69-1107（直通）

E-mail kyoiku@town.nagatoro.saitama.jp